



第23期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時 [開場 午前9時]

開催場所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地
尼崎商工会議所会館
7階 701会議室

※開催場所が昨年の会場から変更となっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

決議事項 第1号議案 **取締役6名選任の件**
第2号議案 **監査役2名選任の件**

株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止のため、株主総会へのご出席につきましては、ご自身の体調をご確認のうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使は、郵送又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用もご検討ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせ申し上げます。

<https://www.osaka-ti.co.jp/>

目次	
1	招集ご通知
3	株主総会参考書類
10	事業報告
21	計算書類
23	監査報告書

(証券コード：5726)

2020年6月10日

株主各位

兵庫県尼崎市東浜町1番地

株式会社 **大阪チタニウムテクノロジーズ**

代表取締役社長 杉 崎 康 昭

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁の方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地 尼崎商工会議所会館 7階 701会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎以下の①②の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告のうち、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

②計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎監査役が監査した事業報告は本招集ご通知の記載と上記の①で構成されており、会計監査人及び監査役が監査した計算書類は、本招集ご通知の記載と上記の②で構成されています。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載してお知らせいたします。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-ti.co.jp/ir/index.html>

議決権行使のご案内



株主総会へ ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時 [開場 午前9時]



郵送で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
なお、個人情報保護シールを同封しておりますので、ご返送の際にご利用ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時15分到着分まで



インターネットで 議決権を 行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、
同封の議決権行使書用紙記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力
いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時15分入力分まで

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の二次元コードを読み
取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書
をご確認ください。



ご注意

- ・インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- ・郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ・インターネットによる議決権行使に関して、お使いのパソコン・携帯電話等の操作方法やシステム環境などについてのお問い合わせは、下記にご照会ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本定時株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、現在の取締役全員は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	すぎざき やすあき 杉崎 康昭 再任	代表取締役社長
2	たかはし さとる 高橋 悟 再任	取締役専務執行役員 企画、総務、人事労政、経理、原料・資材 各部の総括
3	つじ まさゆき 辻 正行 再任	取締役専務執行役員 営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
4	かわふく じゅんじ 川福 純司 新任	常務執行役員 生産管理、品質保証、技術、設備、チタン 製造各部の総括
5	いいじま なえ 飯島 奈絵 再任 社外 独立	社外取締役
6	やまぐち しげひさ 山口 重久 新任 社外 独立	—

候補者番号 **1**

すぎ ざき やす あき
杉崎 康昭 (1957年5月17日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数
6,600株

- | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 1988年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社 | 2015年 4 月 同社専務取締役 |
| 2011年 4 月 同社執行役員、
技術開発本部開発企画部長 | 2016年 4 月 同社取締役専務執行役員、
社長付 |
| 2013年 4 月 同社常務執行役員、
技術開発本部長 | 2016年 4 月 当社顧問 |
| 2014年 6 月 同社常務取締役、
技術開発本部長 | 2016年 6 月 当社代表取締役社長
現在に至る |

取締役候補者とした理由 同氏は、株式会社神戸製鋼所において、技術開発部門の要職を歴任するとともに、当社代表取締役社長として企業価値向上に取り組み、2018年5月に策定した中期経営計画を実行していく中、事業ポートフォリオについても積極的に見直す等、将来に亘る強靱な企業体質の構築に向けて強いリーダーシップを発揮して経営を担っていることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号 **2**

たか はし さとる
高橋 悟 (1960年1月7日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する
当社株式の数
3,100株

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 1982年 4 月 住友金属工業株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社 | 2018年 4 月 当社常務執行役員 |
| 2011年 4 月 当社業務部担当部長 | 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 |
| 2012年 6 月 当社原料部長 | 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員
現在に至る |
| 2015年 6 月 当社執行役員、原料部長 | |
| 2017年 4 月 当社執行役員、企画部長 | <担当>
企画、総務、人事労政、経理、
原料・資材各部の総括 |

取締役候補者とした理由 同氏は、経理、経営企画、原料部門における豊富な経験と幅広い見識を有し、当社取締役就任後も、財務部門の最高責任者の立場を担うとともに、人事・総務部門等もあわせ総括し、当社のコーポレートガバナンスの充実に重要な役割を果たし、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

つじ
辻まさ ゆき
正行

(1958年5月13日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2019年4月	当社常務執行役員、東京支社長
2006年7月	当社営業部担当部長	2019年6月	当社取締役常務執行役員、 東京支社長
2008年6月	当社営業部長	2020年4月	当社取締役専務執行役員、 東京支社長 現在に至る
2015年6月	当社執行役員、営業部長		
2017年7月	当社執行役員		
2018年4月	当社常務執行役員		

<担当>
営業、高機能材料各部の総括、東京支社長

所有する
当社株式の数

7,800株

取締役
候補者とし
た理由

同氏は、長年に亘り営業部門に従事、チタン需要の拡大にあわせた販売戦略の展開において、国内外顧客との長期的関係の構築にリーダーシップを発揮し、スポンジチタンの拡販に大きく寄与するとともに、現在では、高機能材料事業部門も含めた当社事業全般の販売部門を総括し、事業拡大に尽力するなど、企業価値向上に貢献していることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

かわ ふく じゅん じ
川福 純司

(1960年4月1日生)

新任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社神戸製鋼所入社	2018年4月	同社理事、鉄鋼事業部門チタン 本部担当役員補佐
2010年4月	同社鉄鋼事業部門チタン本部チタン 工場長兼チタン工場統括室長	2020年4月	当社常務執行役員 現在に至る
2013年4月	同社鉄鋼事業部門チタン本部長		
2014年4月	同社理事、 鉄鋼事業部門チタン本部長		

<担当>
生産管理、品質保証、技術、設備、
チタン製造各部の総括

所有する
当社株式の数

0株

取締役
候補者とし
た理由

同氏は、株式会社神戸製鋼所の事業ユニットの一つであるチタン本部において要職を歴任するなど、同社製造・技術各部門における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社企業価値向上に貢献すると判断したことから、取締役候補者いたしました。

候補者番号 **5**

いい じま な え
飯島 奈絵 (1964年4月11日生)

再 任
社外取締役候補者
独立役員候補者

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年 4 月	弁護士登録、 堂島法律事務所入所	2015年 6 月	当社社外取締役 現在に至る
2001年10月	米国ワシントンD.C. カークランド&エリス法律事務 所入所	2016年 6 月	ナビタス株式会社社外取締役 (監査等委員)
2002年 1 月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2019年 4 月	大阪弁護士会副会長
2002年 9 月	堂島法律事務所復帰 現在に至る		
2003年 6 月	ナビタス株式会社社外監査役		
2013年 4 月	京都大学法科大学院客員教授		

所有する
当社株式の数
0株
社外取締役在任期間
(本総会終結時)
5年
取締役会出席状況
(2019年度)
13／13回(100%)

**社外取締役
候補者とし
た理由**

同氏は、社外役員以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法律家としての専門知識及び幅広い見識を有し、法務リスクやコンプライアンスの観点から、その知識や経験等を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かし、職務を適切に遂行していることから、社外取締役候補者となりました。

**社外取締役
候補者に
関する
特記事項**

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ・ 当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定であります。

(注) 当社の独立役員の独立性判断基準につきまして、7頁に概要を記載しております。

候補者番号 **6** やまぐち しげひさ
山口 重久 (1952年6月11日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する
当社株式の数
0株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年 4 月 安立電気株式会社 (現 アンリツ株式会社) 入社	2007年 4 月 同社取締役常務執行役員、グローバルビジネス本部長
1999年 6 月 同社海外第 1 営業本部第 2 営業部長	2008年 4 月 同社取締役常務執行役員、営業・CRMグループ総括
2002年 7 月 同社グローバルマーケティング本部長	2010年 4 月 同社取締役常務執行役員、経営企画室長
2003年 4 月 同社執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年 4 月 同社取締役
2003年 6 月 同社取締役執行役員、グローバルビジネス本部長	2011年 6 月 同社常勤監査役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、アンリツ株式会社において、海外事業、経営企画各部門等の要職を歴任し、経営者として高い見識と豊富な経験を有するとともに、同社において監査役の経験を有するなど企業統治にも造詣が深く、その知識や経験等を、独立の立場からの業務執行の監督等に活かし、職務を適切に遂行できると判断したことから、社外取締役候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、社外取締役の候補者であり、本議案が承認可決され、社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 独立役員の独立性判断基準の概要

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立役員の独立性判断基準を定めています。概要は以下のとおりであります。詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.osaka-ti.co.jp/ir/pdf/cg.pdf>) をご参照ください。

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことが要件とします。

- ① 当社の取締役又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族
- ② 当社の主要株主
- ③ 当社の主要株主又は借入先の役員又は使用人
- ④ 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ⑤ 当社から一定額を超える金銭等の支払、寄付又は助成を受けている者
- ⑥ 過去5年間に、上記②～⑤のいずれかに該当していた者
- ⑦ 配偶者又は二親等以内の親族が、上記②～⑤のいずれかに該当する者

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって、監査役鈴木聡及び木澤尊彦は辞任しますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** あんざい こういちろう
安西 浩一郎 (1970年10月19日生)

新任

社外監査役候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年 4 月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社	2016年 7 月	同社関係会社部上席主幹 現在に至る
2012年10月	新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）建材事業部建材営業部軌条室長	2017年 3 月	新日本電工株式会社 社外取締役 現在に至る
2016年 4 月	同社関係会社部主幹		

所有する
当社株式の数

0株

社外監査役候補者とした理由

同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、営業部門をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査業務に反映することで、その職務を適切に遂行できると判断したことから、社外監査役候補者いたしました。

社外監査役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏は、当社の主要な取引先である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
- ・ 同氏は、社外監査役の候補者であり、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

2

かど わき りょう さく

門脇 良策

(1964年12月24日生)

新任

社外監査役候補者

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年 4 月 株式会社神戸製鋼所入社	2016年 4 月 同社経営企画部長
2002年 1 月 同社技術開発本部開発企画部 主任部員	2018年 4 月 同社執行役員、アルミ・銅事業 部門企画管理部長
2005年10月 同社経営企画部主任部員	2018年10月 同社執行役員 現在に至る
2012年 4 月 同社経営企画部担当部長	

所有する
当社株式の数

0株

社外監査役
候補者と
した理由

同氏は、技術開発部門での経歴を踏まえてその後経営企画部門に携わるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の監査業務に反映することで、その職務を適切に遂行することができると判断したことから、社外監査役候補者いたしました。

社外監査役
候補者に
関する
特記事項

- ・ 同氏は、当社の主要な取引先である株式会社神戸製鋼所の業務執行者であります。
- ・ 同氏は、社外監査役の候補者であり、本議案が承認可決され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

① 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、設備投資の底堅さにより緩やかな回復基調で推移していましたが、個人消費の減退等においては停滞感が強まりました。海外経済におきましても米中貿易摩擦等の影響により製造業を中心に景気の減速感が強まり、さらには期末にかけて発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく抑制され厳しい状況にあります。引き続き、経済環境が大きく悪化する厳しい状況が見込まれます。

このような環境のもと、チタン事業におきましては主に一般産業用途向けのスポンジチタンの国内販売数量が減少し、前年同期比約2%減少する売上高となりました。一方、輸出向け販売数量の主体である航空機用途のスポンジチタンの売上高が前年同期比約16%増加し、大きく伸びたことからチタン事業の売上高は35,453百万円（前年同期比8.4%増）となりました。また、スポンジチタン製造工場の稼働率は9割強と高水準で推移しました。

高機能材料事業におきましては、半導体市場の減速に伴う関連需要の減退により半導体用スパッタリングターゲット向けの高純度チタンの売上高が減少する等により、売上高は1,967百万円（前年同期比4.5%減）となりました。

また、前事業年度に撤退を決定し生産を終了したポリシリコン事業における残存在庫の売却による売上高は768百万円でありました。

以上の結果、チタン事業及び高機能材料事業の売上高合計は、前年同期に比べて2,647百万円増収の37,421百万円（前年同期比7.6%増）となりました。一方、ポリシリコンも含めた全社合計の売上高は、38,189百万円（前年同期比12.5%減）となりました。

営業利益につきましては、チタン事業における販売数量の拡大やコスト改善の推進に取り組んできたものの、チタン原材料の価格上昇が大きく影響し前年同期に比べて1,166百万円減益の1,142百万円（前年同期比50.5%減）、経常利益は前年同期に比べて1,109百万円悪化し1,312百万円（前年同期比45.8%減）となりました。また、当期純利益は726百万円（前年同期は、ポリシリコン事業の撤退損失および大阪北部地震等の影響を特別損失に計上したことから1,322百万円の損失）となりました。

(2)設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、4,352百万円であります。

この主なものは、チタン製造設備の老朽化更新及び能力増強への投資であります。

(3)資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資等に係る所要資金は、自己資金及び借入金等により充当しております。

(4)業績及び財産の推移

区 分	2016年度 (第20期)	2017年度 (第21期)	2018年度 (第22期)	2019年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	39,180	43,431	43,666	38,189
経常利益 (百万円)	1,226	2,809	2,422	1,312
当期純利益 (百万円)	579	1,857	△1,322	726
1株当たり当期純利益	15円76銭	50円47銭	△35円95銭	19円75銭
総資産 (百万円)	93,265	92,662	80,928	76,417
純資産 (百万円)	34,497	36,213	34,305	34,820

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5)中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

当社は、グローバル市場における厳しい競争が継続する中で、チタン事業を中核とする成長戦略の実現に向けて2018年度より3ヵ年の中期経営計画に取り組んでおります。2018年度末にポリシリコン事業から撤退したことから中期経営計画における基本方針を修正し、アクションプランを見直しました。修正後は経営資源を再配分しながら取り組みの強化を図っておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大により急激に事業環境が悪化しつつあり、現在では回復時期の見通しが困難な状況にあります。

このような状況ではありますが、まずは従業員やお客様、お取引先をはじめとする全てのステークホルダーの皆様の安全と健康の確保を第一義として感染防止策を徹底しながら生産活動を維持し、当社ならではの製品や技術を安定的に提供して参ります。

また、需要の減退に対応する最適生産体制への速やかな移行や設備投資の繰り延べによる計画見直し等にも取り組み、更なるコスト削減や支出の抑制を図りながら事業基盤を維持、強化することにより収益確保に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業環境の変化への対応を優先して参りますが、当社が製品や技術を提供する市場である航空機や半導体等の分野では、一時的な需要の縮小があるものの依然として中長期的な成長が期待できることから、当社の事業拡大の機会追求を柱としたこれまでの経営戦略を維持します。

選択と集中を推し進める過程でポリシリコン事業からの撤退により一時的な売上規模の後退があったものの、新たな事業構造においてもメリハリのある経営資源の投入により、更なる「収益構造の強化」を図りながら既存事業の「成長戦略」を中核に「将来の事業ポートフォリオの変革」に加速して取り組んで参ります。

特に、主力事業であるチタン事業におきましては、スポンジチタンの世界的需給ギャップは当面の間解消されず、厳しい競争環境が想定されるものの航空機や一般産業向けに中長期的な需要は依然として拡大が見込まれ、これを着実に捕捉することにより事業成長が期待されます。

チタン事業における中長期的な取り組みを当社の成長戦略の中核に位置づけ、更には収益構造の強化が期待できる高純度チタンや球状チタン合金粉末(合金TILOP)等の高付加価値製品の事業拡大に取り組むことにより事業ポートフォリオの変革を進めて参ります。

中長期的な経営戦略を実現するために以下を基本方針に取り組んで参ります。

- ①次代の成長に備えたスリムで筋肉質な経営基盤の構築
- ②徹底したコスト削減による世界最強のチタンコスト競争力の確立
- ③需要拡大が見込める高機能材料事業の成長機会の捕捉と球状チタン合金粉末の本格事業化
- ④チタン・高機能材料事業の事業拡大による成長戦略の更なる強化
- ⑤新規事業開拓の更なる推進

それぞれの事業セグメントにおける課題は次のとおりであります。

1. チタン事業

- ①需要に見合った最適生産体制の早期確立
 - ・需要回復時期を見極めながら効率的な生産体制の確立
 - ・次なる成長に向けた生産能力増強の再検討
- ②徹底的なコスト削減・生産性向上の加速
 - ・AI等の先端技術の導入による生産プロセスの革新、継続的な生産性向上
 - ・積極的な合理化投資によるコスト低減の更なる追求
- ③主要顧客とのパートナーシップ強化による高水準シェアの維持と拡販
 - ・技術交流会など技術営業力強化による顧客ニーズへのきめ細かい対応
 - ・顧客との連携強化による拡販機会の追求
- ④次代に備えた収益構造の変革
 - ・研究開発体制の充実と生産プロセスの高度化
 - ・安価で安定した原料調達体制の強化
 - ・長期的に事業継続可能な水準への販売価格の適正化

2. 高機能材料事業

- ①高純度チタンの顧客対応力強化による事業拡大
 - ・顧客ニーズに対応した特長ある製品の開発による新規需要の開拓
 - ・技術営業力の強化によるパートナーシップの深化
- ②球状チタン合金粉末(合金TILOP)の本格事業化
 - ・合金TILOP専用工場の戦力化
 - ・製販技一体推進チームの組成による拡販
 - ・継続的なプロセス開発、製品差別化による競争力の強化
- ③高品質メニュー創出に向けた取り組みの継続
 - ・リチウムイオンバッテリー用SiO負極材の開発等

3. 全社的取り組み

①コスト構造のスリム化推進

- 1) 間接部門の生産性向上・業務効率化
 - ・ITツールのフル活用により徹底した生産性向上、業務効率化を追求
- 2) 製造部門の生産性向上・コスト合理化の全社的推進
 - ・ICTの全社的活用を目的とした社内横断チームの組成

②技術開発力の強化

- ・生産プロセス技術の高度化に特化した組織体制の強化

③人材育成

- ・熟練者の経験やノウハウ等の可視化、共有化による技能伝承と技術スタッフの強化
- ・次代を担うリーダーの計画的な育成に向けた人事施策の充実

④事業資金の確実な確保

- ・コスト削減や投資の厳選等で外部支出の抑制を図るとともに、資金調達面でも事業環境の変化に耐え得る万全の対応を検討・実施

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

【チタン事業】

スポンジチタン、チタンインゴット、四塩化チタン、四塩化チタン水溶液

【高機能材料事業】

高純度チタン、SiO₂、TILOP（球状チタン粉末）、粉末チタン

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社 ・ 尼 崎 工 場	兵庫県尼崎市
東 京 支 社	東京都港区
岸 和 田 製 造 所	大阪府岸和田市

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
名	名減	歳	年
698	17	41.6	14.8

- (注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んだ就業人数であります。
2. 上記1.従業員数のほか、臨時従業員は82名（年間平均雇用人数）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借入額残高 (百万円)
シンジケートローン	18,500
株式会社三井住友銀行	—
三井住友信託銀行株式会社	4,000
株式会社池田泉州銀行	3,500
株式会社日本政策投資銀行	100

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資によるものです。

② 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 125,760,000株

(2)発行済株式の総数 36,800,000株
(自己株式 1,336株含む)

(3)株主数 17,244名

(4)上位10名の株主

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本製鉄株式会社	8,800	23.91
株式会社神戸製鋼所	8,800	23.91
住友商事株式会社	864	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	857	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	421	1.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	367	1.00
JP MORGAN CHASE BANK 385151	324	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	289	0.79
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	256	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	218	0.59
合 計	21,198	57.61

(注) 所有株式数の割合は、発行済株式の総数から自己株式数を除いて算出しております。

③ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社 長)	杉 崎 康 昭	
代表取締役副社長 (副 社 長)	三 宅 貴 久	生産管理、品質保証、技術、設備、チタン製造各部の総括
取 締 役 (専務執行役員)	高 橋 悟	企画、総務、人事労政、経理、原料・資材各部の総括
取 締 役 (常務執行役員)	辻 正 行	営業、高機能材料各部の総括、東京支社長
取 締 役	高 松 明	株式会社中広社外取締役
取 締 役	飯 島 奈 絵	堂島法律事務所パートナー弁護士
監 査 役〔常勤〕	岡 野 正 之	
監 査 役	鈴 木 聡	日本製鉄株式会社関係会社部部长、日本コークス工業株式会社社外取締役
監 査 役	木 澤 尊 彦	株式会社神戸製鋼所理事、鉄鋼事業部門原料部担当役員補佐
監 査 役	杉 崎 文 男	

- (注) 1. 地位中の () 内の役職は、執行役員としての役職を表しております。
2. 取締役高松明及び飯島奈絵は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役鈴木聡、木澤尊彦及び杉崎文男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役高松明、飯島奈絵及び監査役杉崎文男を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役杉崎文男は、日産自動車株式会社及びその企業集団において長年に亘り経理・財務に関する業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 2019年6月21日開催の第22期定時株主総会において、辻正行が取締役に、岡野正之、鈴木聡及び木澤尊彦が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 2019年6月21日開催の第22期定時株主総会終結のときをもって、取締役高村実朗及び監査役岡田宗久は任期満了により退任し、監査役伊藤洋及び木本和彦は辞任いたしました。
8. 当社は定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定に基づき当社は、社外取締役及び社外監査役全員と、当社の社外取締役及び社外監査役としての任務を怠りこれにより損害が生じた場合でも、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項各号所定の合計額を限度として損害賠償責任を負うものとする内容の契約を締結しております。
9. 2020年4月1日付の代表取締役の地位の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前の地位	異動後の地位
三宅 貴久	代表取締役副社長	取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支 給 額 (百万円)
取 締 役	7	146
監 査 役	3	23
合 計 (うち、社 外 役 員)	10 (3)	169 (18)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第18期定時株主総会において月額24百万円以内、監査役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第9期定時株主総会において月額5百万円以内としてそれぞれ決議いただいております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名及び監査役4名であります。

(3) 社外役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	関 係
社外取締役	高 松 明	株 式 会 社 中 広	社 外 取 締 役	当社と株式会社中広との間には、特段の関係はありません。
社外取締役	飯 島 奈 絵	堂 島 法 律 事 務 所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士	当社と堂島法律事務所との間には、特段の関係はありません。
社外監査役	鈴 木 聡	日本製鉄株式会社	関係会社部部长	当社と日本製鉄株式会社との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。
		日本コークス工業株式会社	社 外 取 締 役	当社と日本コークス工業株式会社との間には、当社による同社からの機械装置購入等の関係があります。
社外監査役	木 澤 尊 彦	株式会社神戸製鋼所	理 事 鉄鋼事業部門 原 料 部 担 当 役 員 補 佐	当社と株式会社神戸製鋼所との間には、当社から同社への金属チタン等販売の関係があります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 松 明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、経済と金融に係る豊富な経験及び幅広い見識に基づき、議案審議の適正確保につき適宜、発言を行うほか、当社の経営全般に対し助言・提言を行っております。
社外取締役	飯 島 奈 絵	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての職務を通じて培われた法令に関する専門的知見を有する取締役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	鈴 木 聡	2019年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査役会9回のうち8回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	木 澤 尊 彦	2019年6月の定時株主総会において選任された後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会9回のうち9回に出席し、主に当社事業に対する知見及び経営全般に関する見識を有する監査役として適宜、発言を行っております。
社外監査役	杉 崎 文 男	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、主に財務及び会計に対する知見を有する監査役として適宜、発言を行っております。

⑤ 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度中に異動した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性を害する事由の発生等、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、又は監査の適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会が当該会計監査人を解任又は不再任とする議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

⑥ 会社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ25%から35%の配当性向を目安に実施する方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり5円といたしました。当事業年度は、中間配当を実施しなかったことから、年間配当は5円となります。

なお、翌事業年度の配当予想につきましては、中間配当及び期末配当は販売環境等に未確定要素があることから未定とし、今後、環境動向を見定めて別途決めさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

	(百万円)
科 目	金 額
資産の部	
流動資産	36,765
現金及び預金	5,789
売掛金	16,079
商品及び製品	7,311
仕掛品	2,389
原材料及び貯蔵品	4,965
前渡金	8
前払費用	103
未収入金	116
その他	3
貸倒引当金	△ 3
固定資産	39,652
有形固定資産	34,731
建物	9,428
構築物	204
機械及び装置	8,126
車両運搬具	16
工具、器具及び備品	125
土地	14,823
建設仮勘定	2,006
無形固定資産	590
ソフトウェア	536
その他	53
投資その他の資産	4,330
投資有価証券	111
関係会社株式	20
長期前払費用	189
前払年金費用	964
繰延税金資産	2,953
その他	90
資産合計	76,417

	(百万円)
科 目	金 額
負債の部	
流動負債	13,509
支払手形	98
買掛金	4,004
短期借入金	4,900
未払金	1,302
未払法人税等	62
未払費用	327
預り金	45
賞与引当金	338
設備関係支払手形	67
設備関係未払金	1,394
事業撤退損失引当金	964
その他	1
固定負債	28,087
長期借入金	24,700
退職給付引当金	1,897
資産除去債務	1,441
その他	49
負債合計	41,597
純資産の部	
株主資本	34,780
資本金	8,739
資本剰余金	8,943
資本準備金	8,943
利益剰余金	17,107
利益準備金	38
その他利益剰余金	17,069
繰越利益剰余金	17,069
自己株式	△10
評価・換算差額等	39
その他有価証券評価差額金	39
純資産合計	34,820
負債及び純資産合計	76,417

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててにより表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(百万円)		
科 目	金 額	
売上高		38,189
売上原価		31,819
売上総利益		6,370
販売費及び一般管理費		5,228
営業利益		1,142
営業外収益		
受取利息及び配当金	73	
不用品売却益	313	
補助金収入	41	
受取保険金	41	
その他	85	555
営業外費用		
支払利息	90	
為替差損	51	
割増退職金	129	
その他	113	385
経常利益		1,312
特別利益		
受取保険金	206	206
特別損失		
固定資産除却損	220	
関係会社株式評価損	19	240
税引前当期純利益		1,278
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	516	552
当期純利益		726

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 健一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社及び製造所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては継続的に運用面の改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ 監査役会

常勤監査役	岡	野	正	之	㊟
社外監査役	鈴	木		聡	㊟
社外監査役	木	澤	尊	彦	㊟
社外監査役	杉	崎	文	男	㊟

以 上

トップポリシー

1. 私たちはお客様との長期的なパートナーシップを大切にし、お客様の発展に寄与することで私たちの成長を目指します。
2. 私たちは常に「安定品質」、「安定供給」、「安定価格」を目指し、そのための最大限の努力を払います。
3. 私たちは「安全」かつ「健全」な職場作りに力を注ぎ、全てのステークホルダーとの信頼関係を築くことで社会との共生を目指します。

ブランドスローガン

New Challenge Best Quality

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
------	-------------------

定時株主総会	6月開催
--------	------

単元株式数	100株
-------	------

基準日	定時株主総会 3月31日 期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告します。
-----	---

株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
--------------------------	-----------------------------------

株主名簿管理人 事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜4丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎0120-782-031

公告の方法	電子公告 https://www.osaka-ti.co.jp/
-------	---

【株式に関するお問い合わせ先について】

住所変更等のお届出・ご照会は、証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地

尼崎商工会議所会館 7階 701会議室

TEL 06-6411-2253

※開催場所が昨年の会場から変更となっております
ので、お間違いのないようご注意ください。

最寄り駅

阪神電車 尼崎駅より
徒歩 約3分

お願い

駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

株主総会におけるお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し
あげます。



尼崎商工会議所会館

尼崎市
総合文化
センター

国道2号線

尼崎市
中小企業
センター

庄下川

立体遊歩道

中央
公園

阪神尼崎駅

阪神本線

至神戸三宮

至大阪梅田・大阪難波

至国道43号線

株式会社 大阪チタニウムテクノロジーズ

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



この印刷物は、FSC®認証材及び管理原材料から作
られたFSC®認証紙を使用しており、また、環境に配
慮した植物油インキを使用しております。

